

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	福岡 3 号筒井地区電線共同溝に伴う電力系連系設備工事及び電力系引込管路工事
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所長 上田 晴気 北九州市小倉南区春ヶ丘 1 0 - 1 0
契約締結日	令和 8 年 5 月 1 3 日
契約の相手方の 氏名及び住所	九州電力送配電（株）
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥ 1 4 , 9 3 5 , 2 5 9 -
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 : 福岡 3 号筒井地区電線共同溝に伴う電力系連系設備工事及び
電力系引込管路工事
2. 履行場所 : 北九州市八幡西区筒井町地先
3. 随意契約の相手方 : 九州電力送配電株式会社北九州支社
住所 北九州市小倉北区米町二丁目 3 番 1 号
電話 093-533-8630
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号

5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、電線共同溝に収容された電線と周辺の架空線等の電線を結ぶために必要な管路のうち、電線共同溝整備道路区域外に連系設備及び電力や通信の電線を民間に引込むための管路のうち、電線共同溝整備道路区域内に引込管路を設けるものである。

2) 当該工事の内容

当該工事は、電線共同溝整備道路区域内の連系管路から電線管理者が道路区域外で管理する設備と接続する連系設備の設置と電線共同溝の電線共同溝整備道路区域内に設ける引込管路を設置するものである。

3) 随意契約に付する理由

本工事の連系設備及び引込管路施工にあっても、九州電力送配電株式会社北九州支社が管理する設備と接続することから、事故等が発生した場合等の専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、一体として行うべき道路区域外の施工に責任を有する当該電線管理者の九州電力送配電株式会社北九州支社が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、九州電力送配電株式会社北九州支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

建設専門官 牧野 和敏